

第3 準備書面陳述メモ

いまから20年前、1998年に、海外に暮らす人が日本の国政選挙に投票することができるようにするための法律ができました。その法改正のとき、国会で、海外での国民審査はやらないのかと質問した人がいます。政府委員である牧之内隆久氏はこう答えました。

在外国民審査は「技術的に実施不可能に近いというような状況でございますので、現段階では見送ることにしたところでございます」

これは20年前の政府の答弁です。

この訴訟で被告はこれまでに、海外に暮らす人がいまだに国民審査権を行使できないのは「やむを得ないのだ」と主張してきました。その理由は、海外での国民審査は「技術上の」制約のために実施できないからだといっています。20年前と同じ説明です。この国の政府は20年間ずっと、「技術的な理由で在外国民審査は実施できない」と言い続けています。

でも、これは間違っています。実際には、在外国民審査は実施できます。技術上の制約はありません。もちろん審査の公正を害するという事もない。これまでに行われてきた在外選挙が、これをよく裏付けています。

海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度を「在外選挙」といい、これによる投票を「在外投票」と呼んでいます。

この在外選挙にはすでに20年にわたる歴史があります。

まず1998年に在外選挙の実施のための法律が公布されました。2000年5月以降の国政選挙から、海外に暮らす人も投票に参加できるようになりました。当初は、対象は比例代表選挙に限定されていました。2005年の最高裁判決を受けた翌年の公職選挙法改正によって、2007年6月以降の国政選挙から、こうした制限は廃止されることになりました。実際に、2007年7月の参議院議員選挙とそれ以降のすべての国政選挙で在外投票が行われています。

選挙はできるのに、審査はできない。それは投票用紙が違うからだ、と国は主張しています。でも、その違いは簡単に乗り越えられるものです。それを技術上の制約と呼ぶのは間違いです。

私たちは、そのやり方を具体的に提案しました。自書式、分離記号式、write-in方式の3つです。どの方式によっても公正な在外国民審査は実現できます。もちろん、今後、立法府はこれ以外の投票方式を採用することもできます。私たちだけではなく、日本弁護士連合会も同じように在外国民審査を実施するように促してきました。2011年の東京地方裁判所の判決は、点字投票が自書式で行われていることを指摘しています。

それでも被告はいまだに、「投開票に時間がかかる」とか「過誤投票が増える」といってこれに反対しています。でも、こうした被告の懸念をそのとおりに受け入れたとしても、だからといって審査の公正を維持するのが事実上不可能だとか、審査の公正を維持するのが著しく困難だとは全然いえません。結局のところ、被告が言っているのは在外国民審査が不可能だとうのではなく、大変だということ。大変だからといって、憲法上の権利をないがしろにしてよいはずがありません。

私たちは、国家賠償請求だけではなく、今後の在外国民審査実現のために、2つの確認訴訟を提起しています。

裁判所は、立法機関の裁量を合憲性の観点から統制する責任を負っています。これは三権分立の下での司法の極めて重要な役割です。裁判所がその役割を放棄するというのでないなら、この確認訴訟で、憲法適合性についての判断を示さなければなりません。もしも、裁判所が、確認訴訟の適法性を認めないで、つまり憲法適合性についての議論自体を避けるようなことがあれば、被告は今後も「投開票に時間がかかる」「過誤投票が増える」という理由で在外国民の権利侵害を続けるでしょう。それは許されません。裁判所はいまその役割を果たすべきです。